

熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成１９年条例第１０号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２６条の３の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。 （高齢者部分休業） 第２条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の１週間当たりの通常の勤務時間の２分の１を超えない範囲内で、５分を単位として行うものとする。 ２ 法第２６条の３第１項の高年齢として条例で定める年齢は、５５歳_____ _____とする。	（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２６条の３の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。 （高齢者部分休業） 第２条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の１週間当たりの通常の勤務時間の２分の１を超えない範囲内で、５分を単位として行うものとする。 ２ 法第２６条の３第１項の高年齢として条例で定める年齢は、５５歳<u>（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第２７号）第３条ただし書に規定する職員については、６０歳）</u>とする。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。